

告 示

埼玉県告示第千百三十八号

県営土地改良事業末田用水地区（地盤沈下対策事業）の工事を平成二十一年二月二十日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十七年十月九日

埼玉県知事 上 田 清 司